

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 小川 敦	所属庁・官職 静岡地方裁判所浜松支部 判事補	派遣先 米国・スタンフォード大学
提 出 書 面 平成26年4月14日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月15日 ～ 同年4月14日） 3月15日 ～ 同月30日 裁判所訪問 3月31日 ～ 4月14日 春学期講義（テロ対策と法・量刑と矯正） 裁判所訪問等		
キーワード欄 ・ 春学期講義の聴講開始 ・ 裁判所訪問等		

平成26年4月14日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(米国スタンフォード大学派遣)

静岡地方裁判所浜松支部

判事補 小川 敦

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年3月15日より同年4月14日までの活動状況について、ご報告申し上げます。

1 春学期の聴講開始・裁判傍聴

- (1) 春学期について、ア テロ対策と法 (Counterterrorism and the Law, 月曜日16:15~18:15) イ 量刑と矯正 (Sentencing and Corrections, 火曜日及び木曜日各11:10~12:40) の聴講を開始しました。

上記アは、緊急時(テロ防止の必要性が高い事態)におけるテロ対策手法と人権との関係等をテーマとするもの、上記イは、量刑判断や矯正制度の実情、問題点(過剰収容問題等)及び今後の展望をテーマとするものです。

- (2) 上記各講義の聴講等大学での研究に加え、できる限り裁判所を訪問し、生の事件を題材に司法実務を研究しようと考えており、継続的に裁判傍聴を行っているところです。

直近で興味深かった手続として、カリフォルニア州サンタクララ郡上位裁判所において答弁取引(Plea bargaining)に係る手続を傍聴しましたので、簡潔に報告いたします。

米国では、答弁取引の制度が採用されており、検察官と被告人(弁護人)が有罪・無罪の答弁や量刑について協議し、裁判所がこれを是認する場合には、公判審理(trial)を経ずに量刑手続(Sentencing)に進むことになります。刑事事件の大部分はこの制度により処理されており、私がよく訪問しているサンタクララ郡上位裁判所の裁判官によれば、事件全体の9割以上が答弁取引により終結しているとのことでした。

手続の内容については、まず裁判官室において、裁判官・検察官・弁護人による事実上の打合せが行われ、その席で答弁取引の見込みや有罪答弁の場合の量刑等について意見交換がされます(比較的軽微な事案が多かったためか、私が傍聴したところでは、大半の事案において三者間で一定の合意が成立しました。)

その後、法廷において、被告人出頭の上、裁判官から答弁取引に関する説明（裁判を受ける権利を放棄するか、答弁取引の内容を理解しているか等について被告人に確認をする）があり、被告人（及び関係者）が答弁取引に同意すると、事案の結論が言い渡されることになります。

これまで答弁取引については、大学の講義や各種論文により研究してきたところですが、裁判官室における生の交渉・打合せを傍聴できたのは、大変貴重な経験になりました。

2 後任への引継ぎ準備

東京地方裁判所の水野峻志裁判官が、平成26年度判事補海外留学研究員としてスタンフォード大学に留学する予定となっております。

これまでも、水野裁判官の留学につき、関係者と情報交換等を進めてきたところですが、今後も大学の受入関係のほか、住居等についても適宜の協力をしていこうと考えております。

留学生活は残り2か月強となりました。残りの期間においては、大学での講義のみならず、裁判傍聴や実務家との議論を通じて米国司法実務の実情を把握したいと考えております。引き続き宜しくお願い致します。

敬 具

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 小川 敦	所属庁・官職 静岡地方裁判所浜松支部 判事補	派遣先 米国・スタンフォード大学
提出書面 平成26年5月15日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月15日 ～ 同年5月14日） 4月15日 ～ 5月14日 春学期講義受講（テロ対策と法・量刑と矯正）及び 裁判所訪問		
キーワード欄 ・ 春学期講義の聴講・裁判所訪問 ・ 講義におけるゲストスピーカー（ 等）との対話等 ・ カリフォルニア州刑務所訪問 . . .		

平成26年5月15日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(米国スタンフォード大学派遣)

静岡地方裁判所浜松支部

判事補 小川 敦

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年4月15日より同年5月14日までの活動状況について、ご報告申し上げます。

1 春学期の聴講等

(1) 春学期について、ア テロ対策と法 (Counterterrorism and the Law, 月曜日16:15~18:15) イ 量刑と矯正 (Sentencing and Corrections, 火曜日及び木曜日各11:10~12:40) を聴講しています。

ア テロ対策と法については、2001年9月11日に発生した同時多発テロ以降におけるテロ対策の実情やテロ対策と人権との関係について学んでいます。

興味深い事案として、米国ではテロ組織等との関係がうかがわれる人物に関するリストが作られており、リストに記載された者については、航空機への搭乗やビザの発給等が制限されることがあります。そこで、航空機への搭乗を拒まれるなどした者が司法に救済を求めることがあります。上記リストに関する情報は機密性が高いため、裁判においても十分な証拠が提出されないなど、実務上困難な問題があります。

また、この講義では、[redacted]氏など、著名な実務家から直接テロ対策等について話を聞く機会もあり、非常に貴重な経験を得ています。

イ 量刑と矯正については、通常の講義に加え、様々なゲストスピーカー (例えば、[redacted]

[redacted]氏等。) から話を聞くことができたほか、カリフォルニア州の刑務所 (San Quentin State Prison) を訪問し、施設を見学したり、受刑者と対話したりするなどの機会も得ました。

刑務所訪問においては、比較的自由な行動が許されている受刑者の居住区等を見学しましたが、施設を見学していると、近くの受刑者が気さくに話しかけてきて施設について説明してくれるなどし、少々驚きました (もち

ろん、すべての受刑者についてこのような自由な行動が許されているわけではなく、受刑者の処遇については様々なレベルがあります。)

(2) 上記各講義の聴講等大学での研究に加え、裁判所への訪問を継続しております。

直近で傍聴している陪審裁判は、被告人が高齢者を虐待 (Elder Abuse) したとされる事案であり、多数の証人尋問が予定されている比較的長期間に及ぶものです。

この事件の証人尋問は、簡にして要を得ているとの印象があります (各証人の証言事項は限られた間接事実のみであり、当事者間にあまり争いがないということもありますが、証人一人当たりにつき費やす時間は10分ないし20分程度と短く、次々に証人が法廷に入ってきては、関係する事実関係のみを証言していく、といった感じです。)

なお、サンマテオ郡上位裁判所の運用では、陪審による補充尋問が行われるのは比較的稀であり (なお、裁判官からの補充尋問も行われません。)、通常は当事者のみが尋問を行います。

その他、前回も報告したとおり、裁判官の厚意により、法曹三者による事実上の打合せにも立ち会い、Plea Bargainingの実情等について学んでいるところです (なお、裁判官については、たびたび一緒に食事やスポーツ観戦に行くなど、研究以外においても大変お世話になっております。)

2 帰国・引継ぎ準備

帰国まで1か月強となりました。帰国に向けた手続を進めるとともに、後任の東京地方裁判所の水野峻志裁判官への引継ぎ等の準備もしていく予定です。

留学期間も残りわずかとなりましたが、引き続き、大学での講義及び裁判所等の訪問を通して米国司法実務に係る研究を行ってまいります。引き続き宜しくお願い致します。

敬 具

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏 名 小川 敦	所属庁・官職 静岡地方裁判所浜松支部 判事補	派遣先 米国・スタンフォード大学
提 出 書 面 平成26年6月13日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月15日 ～ 同年6月13日） 5月15日 ～ 6月13日 春学期講義（テロ対策と法・量刑と矯正） （5月29日に受講終了） 裁判所訪問等		
キーワード欄 ・ 春学期講義の聴講終了・裁判所訪問 ・ 裁判員制度等に関するプレゼンテーション ----- ----- ----- ----- -----		

平成26年6月13日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(米国スタンフォード大学派遣)

静岡地方裁判所浜松支部

判事補 小川 敦

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年5月15日より同年6月13日までの活動状況について、ご報告申し上げます。

1 大学の講義

春学期講義 ((1)テロ対策と法・(2)量刑と矯正) の受講を終了しました。これでスタンフォード大学の講義については、すべてが終了したこととなります。興味深かった論点を簡潔に記載します。

- (1) テロ対策と法については、テロ関連犯罪を通常の裁判所で審理する際の問題（法廷警備、秘密情報の取扱い、戦地・紛争地域等で得た証拠の証拠能力（現地での取調べの際黙秘権の告知等が必要か、現地で得た供述についても原則どおり伝聞法則が適用されるか、現地で得た証拠物の管理はどうあるべきか））等に関する議論がありました。
- (2) 量刑と矯正については、引き続き刑務所の過剰収容問題に対する対策等が議論されました。カリフォルニア州では、刑務所の（深刻な）過剰収容状態を解消するため、量刑と矯正に関する再編成（realignment. 一定の犯罪につき、受刑者の収容に関する責任・権限を州（prison）から郡（jail）に移すことなどにより、刑務所の収容人数を減少させるというもの）が行われており、これの実施状況・理念・課題等について学びました。

2 その他研究状況等

- (1) 裁判所への訪問や実務家との交流を続けています。大学の講義が終了したことから、ロースクールの学生・研究者等を誘い、米国裁判の傍聴・裁判官とのランチ会を企画するなどもしています。
- (2) 有志による英語勉強会（ネイティブ・スピーカーを含む、ロースクールその他の学生、法律実務家・研究者等も参加しています。）において、これまでの研究を踏まえ、裁判員制度と米国刑事陪審制度の比較に関するプレゼンテーションを行いました。参加者に大変関心を持ってもらえたとしく、裁判員制度のみならず日本の司法制度全般について多く

の質問を受け、非常に充実した時間となりました。

(3) 近く帰国するため、お世話になった関係者へのお礼や、後任の水野裁判官への引継ぎも進めております。

この1年、スタンフォード大学や関係者・米国実務家等のご厚意により非常に充実した研究生生活を送ることができました。留学期間は残りわずかですが、引続き研究に努めたいと思います。

敬具